

大阪市青少年福祉委員活動交付金阿倍野区実施要領

（趣旨）

第1条 この要領は、大阪市青少年福祉委員活動交付金交付要綱（以下「交付要綱」という。）に基づき、阿倍野区における大阪市青少年福祉委員活動交付金の交付について必要な事項を定めるものとする。

（算定基準額）

第2条 交付要綱第4条第2項に基づき、算定基準額を別表のとおり定める。

2 別表に定める算定基準額を超える活動を行う場合は、都度、区と協議を行う。

（軽微な変更）

第3条 交付要綱第8条第1項第1号における軽微な変更は次のとおりとする。

- （1） 事業開催日の変更
- （2） 支出内容の変更
- （3） 交付決定額内での予算流用

附則

（施行期日）

この要領は、平成26年2月1日から施行する。

この要領は、令和5年2月1日から施行する。

この要領は、令和7年3月1日から施行する。

別表（第 2 条関係）

対象活動	具体的な活動内容	算定基準額
（１）青少年指導員活動への支援活動や環境浄化活動	指導ルームへの協力、青少年健全育成に取り組む青少年指導員等への側面的支援、有害環境調査	上限 30,000 円/年
（２）地域における青少年の健全育成に関する活動	まつり等へのブース出店、青少年問題をテーマとした講演会・学習会の開催	上限 110,000 円/年